

公益社団法人 東京都介護福祉士会
地域ブロック組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都介護福祉士会（以下、会）の地域ブロック統括部・区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会の組織・運営に関して定めることを目的とする。

地域ブロック統括部

(地域ブロック統括部)

第2条 地域ブロック統括部は、東京都介護福祉士会長（以下、会長）、地域ブロック統括部長（以下、部長）、地域ブロック統括副部長（以下、副部長）、区市町村介護福祉士会長（区市町村会長）及び地区ブロック会世話人（以下、世話人）により構成する。

- 1) 部長、副部長は東京都介護福祉士会理事（以下、理事）より会長が任命する。
- 2) 区市町村会長及び世話人がやむをえない事由により地域ブロック統括部に出席できない場合は、それぞれ代理出席者をもって替えることができる。

(地域ブロック統括部活動内容)

第3条 地域ブロック統括部は、各区市町村及び地区ブロックにおける活動について、連絡調整及び活動強化への支援等を行うとともに、広域的に共通する福祉課題に対して、提言・調査・人材育成・広報・意見交換等の活動を行う。

- 1) 地区ブロックのサポート体制、区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会同士の協力体制の確立
- 2) 新たな地区ブロック会の立ち上げ支援
- 3) 組織化された地域の拡大を図る
- 4) 地域ニーズを会の運営に反映させる

区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会

(区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会)

第4条 区市町村介護福祉士会は、都内区市町村ごとに構成する。ただし、会長が認めた場合、区市町村介護福祉士会のある区市町村を除く複数の区市町村を対象とした広域の地区ブロック会として構成することができる。尚、区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会（以下、区市町村介護福祉士会等）の活動は、定款第5条で定める会員（以下、会員）以外の参加を妨げない。

(区市町村介護福祉士会)

第5条 区市町村介護福祉士会を設立する際は、「年間活動計画書（新規）」「区市町村介護福祉士会規約」「所属する会員名簿」を作成し、会に提出し東京都介護福祉士会理事

会（以下、理事会）の承認を得る。

- 1) 区市町村介護福祉士会は、活動拠点となる区市町村に在住、在勤又は在学する設立時において会入会后3年以上の5名以上で構成する。
- 2) 区市町村介護福祉士会は属する会員の互選により、役員として区市町村介護福祉士会長及び必要に応じて複数名の区市町村介護福祉士会副会長を置くことができる。尚、役員は会入会后5年以上を経過した会員から選任することとする。また、役員は同一の機関・団体等に所属する会員が半数を超えないこととする。
- 3) 区市町村介護福祉士会の新規活動の開始月は4月又は10月とし、活動開始6ヶ月前までに会へ申請する。
- 4) 会長は当該区市町村介護福祉士会に属さない理事1名を監事として任命し、理事会の承認を得てから活動を開始する。
- 5) 区市町村介護福祉士会は、2年に一度、当該区市町村介護福祉士会に所属する会員名簿を会に提出する。所属する会員数が第5条1)に満たない場合は、活動休止となるが、会長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6) 区市町村介護福祉士会は、理事会による活動承認後も、新年度の開始1ヶ月前までに「年間活動計画書」を事務局に提出し、理事会の承認を得る。尚、会長は区市町村介護福祉士会の活動状況により、必要に応じて活動を休止させることができる。
- 7) 「年間活動計画書」に基づく活動については、計画年度の終了後1ヶ月以内に「活動報告書」を会へ提出する。また、「年間活動計画書」以外の活動については、原則として当該活動の開始1ヶ月前までに「活動計画書」を、終了後1ヶ月以内に「活動報告書」を会へ提出する。

（地区ブロック会）

第6条 地区ブロック会を設立する際は、「年間活動計画書（新規）」「地区ブロック名簿」を作成し会に提出し、東京都介護福祉士会運営委員会（以下、運営委員会）の承認を得る。

- 1) 地区ブロック会は、設立時において会入会后3年以上の会員2名を含む会員5名以上で構成する。
- 2) 地区ブロック会の新規活動の開始月は4月又は10月とし、活動開始3ヶ月前までに会へ申請する。
- 3) 地区ブロックの運営については、地区ブロック会に属する会入会后3年以上を経過した会員の中から世話人を置く。会長が担当理事1名を任命し、運営委員会の承認を得てから活動を開始する。
- 4) 地区ブロック会は、2年に一度、当該地区ブロック会に所属する会員名簿を会に提出する。所属する会員数が第6条1)に満たない場合は、活動休止となるが、会長が特に認めた場合はこの限りではない。
- 5) 地区ブロック会は、活動開始後も新年度の開始1ヶ月前までに「年間活動計画書」を会に提出し運営委員会の承認を得る。尚、会長は地区ブロック会の活動状況により、必要に応じて活動を休止させることができる。
- 6) 「年間活動計画書」に基づく活動については、計画年度の終了後1ヶ月以内に「活

動報告書」を会へ提出する。また、「年間活動計画書」以外の活動については、原則として当該活動の開始1ヶ月前までに「活動計画書」を、終了後1ヶ月以内に「活動報告書」を会へ提出する。

(活動内容)

第7条 区市町村介護福祉士会等は、定款で示された事業に積極的に取り組み、当該区市町村における福祉に関する研修・調査・意見交換等の活動を行う。また、必要に応じて会全体の活動等について提案することができる。

1) 自主学習会

所属する会員による自主学習会とする。

2) 地域研修会

地区ブロック会が主催する研修会については年2回までの開催とし、内容は地域の状況等を考慮する。開催に向けては年間計画書の中で位置づけ、予め理事会の承認を得る。会場・講師・運営は地区ブロック会が担当し、開催決定後、広報は会が行う。その他の事項は別途協議しながら行うものとする。

3) 会との連絡調整及びその事業への協力に関する活動

会から委託された事業等については、地域の実情に即して協力する。

4) その他

地区ブロック会の活動については、当該地区ブロック会に属する会員の意見を聞きながら決定する。

(活動経費)

第8条 区市町村介護福祉士会等の活動費は、年度当初に区市町村介護福祉士会長及び地区ブロック世話人が年間18000円を上限に地域活動費を会へ請求し、各区市町村介護福祉士会長及び地区ブロック世話人が地域活動費を管理する。区市町村介護福祉士会長及び地区ブロック世話人は、当該年度の3月末日以内に「小口現金出納帳」「領収証等」と合わせて収支を会へ報告し、地域活動費を精算する。

1) 自主学習会等の費用は、1日につき90分以上の活動について、会が負担する。

尚、飲食に関わる費用については、地域活動費に含むことができない。

2) 活動謝金等の取り扱いは「活動計画書」で会へ報告し、その都度「活動報告書」

にて会へ収支を報告する。尚、営利目的に会の名称を使用した活動は認めない。

(事務局)

第9条 区市町村介護福祉士会等の事務局は会に置く。ただし、会長が認めた場合、区市町村会長及び世話人の事業所又は関係機関に事務局を置くことができる。

1) 区市町村介護福祉士会等の活動に関する会計については、会の事務局が管理する。

2) 会長により区市町村介護福祉士会及び地区ブロック会内に事務局の設置を認めた場合は、区市町村介護福祉士会等の事務局は6ヶ月毎に会へ活動状況を報告する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、運営委員会において決定する。

(補則)

第11条 本規程に定めなき事項については、会の執行部役員会で決定する。

平成22年4月1日制定

平成25年4月1日改定

平成31年2月1日改定

令和元年5月17日改定

令和元年11月18日改定